

事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 11 日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省老健局老人保健課

マイナンバー通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて

平素より高齢者保健福祉行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成 27 年 10 月 5 日より通知カードによる個人番号の通知が開始されます。

このたび、内閣府及び総務省から別添のとおり通知があり、一般的な本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないなどの考え方が示されましたので、ご了承くださいますようお願いいたします。